平成２５年（フ）第５０４号
大阪府柏原市国分市場２丁目12番55―106号　スイートハイム中野
債務者　髙原　章代
1　決定年月日時　平成25年６月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月16日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第５１３号
堺市北区百舌鳥赤畑町３丁196番地
債務者　村上戰時郎
1　決定年月日時　平成25年６月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月16日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第５２６号
堺市西区鳳東町４丁333番地５　マスターズエル鳳東26―106号
債務者　藤原こと　藤原　直樹
1　決定年月日時　平成25年６月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月16日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第１４６号
香川県高松市今里町390番地７　コート今里Ⅰ503号室
債務者　髙江洲　哲
1　決定年月日時　平成25年６月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月16日まで　高松地方裁判所破産・再生係

平成２５年（フ）第１４０号
高知市鴨部１丁目５番２－２号
債務者　小山　泰之
1　決定年月日時　平成25年６月24日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月16日まで　高知地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第１４３号
高知市薊野中町７番７号
債務者　中野志磨男
1　決定年月日時　平成25年６月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月16日まで　高知地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第１４７号
高知市曙町１丁目５番42号　メゾンＭＴ１―102
債務者　鎌倉　佐衣
1　決定年月日時　平成25年６月24日午前10時15分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月16日まで　高知地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第８５号
長崎県長崎市中小島１丁目５番37号　丸山ハイツ502号、旧住所長崎県長崎市馬町12番地１　ディノ馬町701
債務者　大林　　修
1　決定年月日時　平成25年６月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月16日まで　長崎地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第６５６７号
東京都板橋区蓮沼町22―３―301
債務者　張替　由美
1　決定年月日時　平成25年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月27日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月27日午前10時　東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６５７１号
東京都江戸川区一之江７丁目32―23―202
債務者　斎藤　和也
1　決定年月日時　平成25年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月27日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月27日午後２時30分　東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６６０１号
東京都練馬区豊玉北４丁目22―10―102
債務者　一郷　幹雄
1　決定年月日時　平成25年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月27日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月27日午前10時　東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６６０８号
東京都東大和市南街２丁目36―１―307
債務者　小沼啓二こと　内田　　進
1　決定年月日時　平成25年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月27日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月27日午前10時30分　東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６６３２号
東京都板橋区板橋４丁目59―４　ソシオ板橋
債務者　小河内清子（旧姓高橋）
1　決定年月日時　平成25年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月27日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月27日午前10時30分　東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６６３３号
東京都北区中十条１丁目９－４―905
債務者　山本　岩夫
1　決定年月日時　平成25年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月27日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月27日午前10時30分　東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６６３４号
東京都北区中十条１丁目９－４―905
債務者　山本　三春
1　決定年月日時　平成25年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月27日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月27日午前10時30分　東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６６３６号
東京都大田区大森中３丁目16―４
債務者　山本　松雄
1　決定年月日時　平成25年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月27日まで
5　免責審尋期日　平成25年８月27日午前10時　東京地方裁判所民事第20部